

- この仕様書は事業の実施に係る要求水準を示すものである。
 - 企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、双方の合意が図られた場合は、仕様書に必要な修正を加えたうえで契約を締結する。

令和 8 年度おもてなし通訳案内士育成事業業務委託 仕様書

1 委託業務名

令和 8 年度埼玉県おもてなし通訳案内士育成事業業務委託

2 委託期間

契約日から令和 9 年 3 月 1 1 日（木）まで

3 目的

県内観光における外国語対応を充実させるため、全国通訳案内士を対象とした研修を実施する。全国通訳案内士は本研修を通じて、おもてなしの心を持ち、県内観光地を外国人観光客に案内するために必要な知識を習得する。

さらに、高いスキルを持つガイドを積極的にブランディングしていくことで、付加価値の高いガイドツアーの増加や県内ガイドの活躍に繋げる。また、埼玉県内を案内するためのガイド遂行能力を高める研修を実施することでガイドが案内したい場所として埼玉県を選ぶきっかけとする。

4 事業主体

埼玉県（以下「県」という。）

5 委託業務の内容

（1）埼玉県おもてなし通訳案内士養成研修

埼玉県で活動意欲のある外国語ガイドを募集・選定し、研修を実施する。

受託者は、埼玉県の観光及びガイドに関する課題を分析し、改善に向けた研修を実施すること。

研修の開催方法は、対面型を含み参加者が相互にコミュニケーションや研鑽ができるような工夫をすること。また、ガイドの実践機会を設ける等の工夫を行い、研修修了後、県内のガイドとして即戦力となれるような研修構成とすること。

実地研修のルートは、受託後、受託者が県と協議のうえ研修ルートを 2 本造成して実施すること。

提案にあたっては下記項目について明記すること。

- ・応募者に対する受講生の選定方法
- ・ガイドの育成方針
- ・研修の実施概要（周知方法、実施時期、実施方法、回数、想定する講師）
- ・感染症拡大や大規模災害により想定していた事業が実施出来ない場合の代替案
- ・事業の実施スケジュール

ア 対 象 者 ： 全国通訳案内士（登録先の都道府県は問わない）

※言語は英語とする。

※受講生の募集は原則受託者が行い、広く周知する方法を提案すること。

イ 修了者数：全課程を修了した者20名以上

ウ 研修内容：以下の表1の必須事項（事前研修および実践研修）を含めた提案内容とする。県内地域ガイドとして活躍できるようになるため、効果的な研修内容・実施回数等を具体的に提案すること。

※研修に必要な資料作成、出欠管理、事業参加者（受講生や研修ルートに関係する事業関係者等）との調整等、研修に必要な準備は受託者が実施すること。

※研修ルートは受託後、受託者が作成し、県と協議のうえ決定する。
研修ルートの候補コンテンツは表2のとおり。各コンテンツの詳細や、研修ルートへの組み込みを希望するスポットは受託者に共有する。

※現地研修中の移動は徒歩を想定する。

【表1】

	実施形式	実施回数	研修例	留意事項
事前 研修	オンラインもしくは対面	任意	・ 接遇 ・ ツアー造成手法のレクチャー ・ 実地研修ルートの観光情報等	・ 実地研修につながる事前研修を用意すること。 ・ 研修ルートは受託事業者が県と協議のうえ作成し、研修を実施すること。 ・ 県が保有する動画素材7本(ガイドの手本動画1本＋エリア別基礎動画6本)は、研修用動画として使用可能（動画URLは企画提案競技参加者の中で希望者のみに提供する）
	対面	1回以上	・ 模範ツアーの見学 ・ 現地視察等	
実践 研修	対面	各ルート 2回以上	・ 受講生によるガイド実践 ・ 在住外国人が参加する実地研修（モニターツアー）等	・ 全受講生が各自希望するエリアで2回以上実践できるようにすること。 ・ 実地研修先への交通費は受講生負担とする。

【表2】 研修ルート候補コンテンツ（埼玉県物産観光協会事業「滞在時間延長型観光コンテンツプロモーション事業事務局運営業務」で選定したコンテンツ）

	コンテンツテーマ名	所在地
1	埼玉の農村文化没入体験～食と自然観を学ぶ一日～	さいたま市
2	川越きつねツアー	川越市
3	ユネスコ無形文化遺産の伝統伎と近代産業への継承を旅する体験	小川町
4	川島町・嵐山町比企エリア周遊プロジェクト～比企の伝統・発酵・自然満喫ツアー～	川島町・嵐山町
5	Organic Utopia 有機で食と人がつながる滞在型ガストロノミーツアー/小川町・東秩父村	越生町
6	越谷宿場町で花開いた職人の手しごと：越谷ヒストリック・バイクツアー	越谷市
7	冬桜の郷で巡る発酵文化と刀鍛冶の里山体験	神川町
8	米国文化関心層に向けた、秩父の日常と聖域をめぐる本物の18時間	秩父市
9	奥秩父栃本 里山スローライフ滞在「消えゆく日本の山村に暮らす3日間」	秩父市
10	「Saitama Luxury Eco-Cruise&Ride」～サイクルバスとEバイクで巡る極上の埼玉ローカル周遊ツアー～	全域

上記の中で県が埼玉県物産観光協会と調整し、研修ルート候補コンテンツを受託者に提示する。

エ アンケート：参加者に対し事業効果を計るアンケートを実施し、集計・分析すること。アンケートの内容については、県と調整のうえ決定すること。

オ 修了証発行：全過程を修了した者に対し、修了証を発行する。修了証の内容については、県と調整のうえ決定すること。

カ マッチング交流会：ガイドと観光協会やインバウンド受け入れ希望の事業者等が交流できる機会を設ける。内容については、県と調整のうえ決定すること。

（2）その他独自提案

（1）以外にガイドの就業機会の増加に資する独自提案がある場合は記載すること。

（3）事業実施報告書の作成及び提出

事業完了後、遅滞なく、以下の成果物を提出すること。

ア 事業実施報告書

イ 修了者一覧

ウ アンケート集計結果

エ その他必要と認められる情報

6 成果物等に関する権利の帰属

- (1) 本業務において、著作権、肖像権等の取扱いには十分注意すること。
- (2) 本業務の履行に伴い発生する成果物等に対する一切の権利は県に帰属し、県は受託者に許可を得ることなくWebでの使用を含めて手段を問わず二次利用できるものとする。
- (3) 本業務に使用する映像、イラスト、写真等について第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生する著作権その他知的財産権に関する手続きや使用料等の負担と責任は全て受託者が負うこと。

7 委託業務の執行体制について

- (1) 受託者は、本業務に必要な人員を配置し、責任者を明らかにすること。
- (2) 早期に初回の打ち合わせを実施し、その後は業務の遂行状況を定期的かつ必要に応じて情報共有しながら、本業務を遂行すること。
- (3) 契約締結後速やかに、詳細な実施スケジュール等の詳細を明らかにすること。その際、観光協会等との打ち合わせもスケジュールに含めること。

8 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

- (1) 事業の遂行に当たっては、県と調整を図りつつ進めるものとする。
- (2) 受託者は、本業務の実施に当たり、関係法令、条例及び規則等を十分に遵守すること。
- (3) 委託業務に関して知り得た秘密を他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。
- (4) 委託業務を通じて取得した個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じるものとする。受託者が取り扱う個人情報については、県の保有する個人情報として個人情報保護法の適用を受けるものとする。
- (5) 受託者は、委託業務の履行に当たり、自己の責めに帰する事由により県に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- (6) 受託者は、委託業務の履行に当たり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。
- (7) 謝金等を支払う際は法令に基づき源泉徴収の控除を行うこととする。
- (8) 埼玉県が受託者を決定した後、委託契約に当たり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく埼玉県と協議を行うものとする。
- (9) 本仕様書に定める事項のほか、受託者の企画提案書に記載されている事項についても、適切に履行すること。